

募集

市営住宅入居者募集

ID1001239

募集戸数 西島団地(1)…3戸

対 次の全てを満たす方

- ①市内在住・在勤②一緒に入居しようとする親族がいる③現に住宅に困っている④入居しようとする世帯全員の収入の総額が基準以下

申 12月1日(木)～14日(水)に、申込書に記入の上、建築課(☎32-1418)へ(抽選。募集戸数に達しない場合は、1月5日(木)から先着で受け付け)

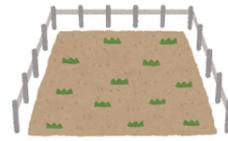
他 西島団地(2)、堀田団地、矢合団地は常時募集

保留地を販売します

稲沢西土地区画整理事業区域内の保留地を販売します。

申 12月19日(月)から、都市整備課(☎32-1403)へ(先着)

他 詳しくは、申込先で配布する案内書またはID1007838で確認してください



枯れ草を放置しないでください

所有する空き地に枯れ草はありませんか？ 放置された枯れ草は、小さな火種でも簡単に火が付き、大きな火災につながります。早めに処理をしましょう。

問 消防署警防第1課 ☎22-0119

日本商工会議所の検定試験

時 ①珠算…2月12日(日)
 ②簿記…2月26日(日)

申込受付期間

①1月10日(火)・11日(水)
 ②1月10日(火)～16日(月)

申 平日、午前9時～午後4時に稲沢商工会議所(☎81-5000)へ ※②は1月20日(金)までインターネットでも申し込み可

稲沢市シティアテンダント募集

令和5年度から、名称を「キャンペーン・レディー」から「シティアテンダント」に変更し、市の観光振興やイメージアップを目的に歴史や観光、特産品などの情報を発信する活動的な方を募集します。

募集人数 3人

応募資格 次の全てを満たす方

- ①満18歳以上の方(令和5年4月1日現在)
- ②観光協会や市の事業に1年間参加できる
- ③雇用主の承諾を得ている
- ④類似した職務の任期中でない

任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日

審査日 2月9日(木)

審査方法 面接

申 12月1日(木)～1月20日(金)(消印有効)に、申込用紙に記入し、上半身の写真を添えて、稲沢市観光協会(〒492-8525 稲沢市朝府町15-12)へ(用紙は商工観光課、支所、市民センターでも配布)

他 日当9,200円(交通費、食費は支給しません)

被服、その他装飾品を貸与

勤務中の災害は加入保険の範囲で補償



▲令和4年度 稲沢市キャンペーン・レディー

問 稲沢市観光協会 ☎22-1414

特設人権相談所の開催

問 市民課 ☎32-1311

12月4日～10日の人権週間にちなみ、特設人権相談所を設けます。秘密は厳守します。

時 12月22日(木)、午後1時30分～3時30分
 場 相談室3



●常時開設中の相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	午前8時30分～ 午後5時15分 (平日のみ)
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	
外国人のための人権相談 (英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語)	052-952-8111	午前9時～午後5時(平日のみ)
市人権相談	24ページに掲載しています	

事業主の皆さまへ 労働保険の加入手続きは お済みですか

事業主は雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険の成立手続きが必要です。

雇用保険についてはハローワーク一宮(☎0586-45-2048)(平和町の方はハローワーク津島(☎0567-26-3158))、労災保険については一宮労働基準監督署(☎0586-80-8092)へお問い合わせください。



まちづくり備品の貸し出し

下津市民センター地区まちづくり推進協議会では、(一財)自治総合センターから宝くじの社会貢献広報事業の助成を受けて備品を購入しました。この備品を、地区行事などに貸し出します。

●相続登記に関するお知らせ
 相続した土地の登記を未了のまま長期間放置すると、やがて所有者不明土地となってしまう、相続をめぐる問題が発生する恐れがあります。

貸出備品 簡易テント、ワイヤレスアンプなど

問 下津市民センター

☎23-0771



お知らせ

生活のしづらさなどに 関する調査

ID1010330

厚生労働省は、12月1日現在で生活のしづらさなどに関する調査を実施します。

この調査は、在宅の障害のある方、難病患者の方、長引く病气やけがなどにより生活のしづらさがある方などを対象として、生活実態とニーズを把握することを目的として実施する国の重要な調査です。

調査員が対象世帯に伺いますので、調査へのご協力をお願いします。

問 福祉課 ☎32-1281

名古屋法務局一宮支局 からのお知らせ

●自筆証書遺言書保管制度

遺言書を作成すると、ご自身の意思に従った遺産の分配ができます。自筆証書遺言書保管制度は、本人が作成した自筆の遺言書を、法務局に預けることができる制度です。紛失や破棄、改ざんを防止するほか、速やかに相続手続きができるなどの利点があります。

●相続登記に関するお知らせ
 相続した土地の登記を未了のまま長期間放置すると、やがて所有者不明土地となってしまう、相続をめぐる問題が発生する恐れがあります。

法務局では相続登記を推進する取り組みを行っています。

詳しくは、名古屋法務局のホームページを確認してください。

問 名古屋法務局一宮支局

☎0586-71-0600